

紀の川市A I オンデマンド交通導入業務基本仕様書

1. 業務名

紀の川市A I オンデマンド交通導入業務

2. 業務の目的

本市で現在運行している定時定路線のコミュニティバス「地域巡回バス」は、運行便数の少なさやバス停までの距離などの利便性の課題があり利用者が減少している。

地域巡回バスについては、幹線軸となる一部の路線を除き、A I を活用したデマンド型区域運行サービスに転換することにより、運行本数の少なさ、目的地までの所要時間、バス停までの距離などの利便性の課題を改善し、市民の地域公共交通に対する満足度向上と利用者の増加を図る。

A I オンデマンド交通と鉄道・路線バス等の幹線軸との組み合わせにより、相互に利用しやすい公共交通ネットワークの形成を図る。

3. 履行期間

契約日の翌日から令和7年3月31日（月）まで

- (1) 導入準備期間 契約日の翌日から令和7年1月31日（金）
(運行開始までにシステム構築すること。)
- (2) 運行予定期間 令和7年1月8日（水）から令和7年3月31日（月）

4. 前提条件

(1) 現在想定している運行内容

① 運行区域

紀の川市における旧打田町、旧粉河町、旧那賀町の紀の川以北エリア（約60km²）を基本とする。

別紙「運行区域図」のとおり。

② 運行方式

別紙「運行区域図」に示す河北東エリアと河北西エリアの2エリアそれぞれにおいて、ミーティングポイント型の区域運行を行う。

③ 運行日時

平日、土曜日の午前8時30分から午後4時30分までとする。

※日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）は運休

④ 運行台数

河北東エリア1台、河北西エリア1台 計2台で運行する。

⑤ 停留所（ミーティングポイント）

2エリアで400地点程度を設置する。

⑥ 運行事業者

当市地域内に営業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業許可を受けた運送事業者を予定

(2) 交付金の活用

本業務は、内閣府「デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE 1）」を活用して実施するため、交付要件に該当する提案とすること。

5. 業務内容

業務内容は、A I オンデマンド型交通システムの提供、オペレーター業務、その他関連する業務とし、具体的な業務の仕様については次のとおりとする。

(1) A I オンデマンド型交通システムの提供

当業務で使用するシステムは、利用申込に対し、リアルタイムで効率的な運行ルートの作成や運行をサポートする目的で、次の要件、機能等を満たすこと。

① システム要件

「配車システム」「利用者ツール」「ドライバーツール」「管理者ツール」のシステムを備えていることとし、各ツールは連動したものとする。

② システムの機能等

(ア) 申込、配車、運行管理に関わる機能

- ・利用者からの申込を受付し、運行車両へ乗車降車情報をリアルタイムに配信できること。
- ・スマホやPCによる申込に加え、電話でのオペレーターによる申込ができること。
- ・申込締切時間を任意に指定することができること。
- ・運行範囲の設定ができること。
- ・大人、小人の料金のほか、障がい者、高齢者などの減免措置に対応した料金設定が可能であること。
- ・利用時に現金に加え、キャッシュレス決済できる機能を有すること。
- ・乗降場所に対して、期間・時間を設定し利用可否の制限をすることができること。
- ・本市の公式 LINE アカウントからも配車予約が可能であること。
- ・利用者情報（氏名、年齢、性別、住所等）、乗降ポイント情報（乗降ポイント名、緯度、経度等）、予約情報、運行実績（利用者数（件数）や、利用者・乗降位置・利用時間をそれぞれ関連して把握したデータ）等の運行データを蓄積し、必要に応じてレポートが可能なこと。

(イ) 利用者ツール

- ・申込の確定及び申込状況の確認、キャンセル、乗降場所の案内ができること。
- ・乗車人数、乗車希望時間を任意に指定することができること。

(ウ) ドライバーツール

- ・乗務員に対するナビゲーション機能を有し、利用者の乗降場所及び運行ルートが表示できること。
- ・申込発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。

(エ) 運行管理機能（管理者ツール）

- ・指定の URL にアクセスすることで利用可能であること。
- ・運行車両の申込状況を把握できること。
- ・利用者情報を登録、修正、削除ができ、リスト表示できること。

- ・利用者の申込状況を把握でき、申込情報を登録、修正、削除できること。
- ・運行する車両を登録、修正、削除できること。
- ・悪天候などによる新規の申込受付停止できること。
- ・過去の運行記録について確認できること。
- ・利用実績、運行実績を集計できること。

(オ) システム関連備品等

システムに関して、次の備品等を備えること。

- ・システム説明書
- ・利用者（住民等）利用規約
- ・保守、運用体制図
- ・各種マニュアル（運転手用、WEB 申込等）

③ システム保守管理等

(ア) 利用方法の説明・指導業務

- ・本市、車両運行者等へのシステムの説明及び利用方法の指導を行うこと。

(イ) 保守、運用業務

- ・本市、利用者等からの電話、電子メールなどによる問い合わせに対応すること。
- ・システム障害が発生した際は、速やかな復旧措置を行うこと。

(2) オペレーター業務

- ・利用者からの申込受付、運行事業者への配車指示等を一括して行うこと。
- ・利用者からの利用方法の相談、質問等に対応すること。
- ・対応日時は、平日、土曜日の午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分とする。

※日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）は休業

(3) 停留所（ミーティングポイント）の看板等の製作等

- ・停留所（ミーティングポイント）として指定する場所に対応した看板等の製作及び設置の支援を行うこと。

(4) 運行予定車両及び車両備品

① 運行予定車両

運行予定車両は、市が購入またはリースする以下の車両を予定している。

- ・実走車両 10人乗りワゴン車 2台（ハイルーフ、4WD、ATを予定）

上記の実走車両に対し、AIオンデマンド交通用車両であると認知しやすいデザインのラッピングを施すとともに、予備車両運行時に貼り付けるためのマグネットシートを4枚作成すること。

また、提案者が運行車両を確保し、本業務の円滑な遂行が可能となる場合は、その旨を提案書に記載すること。なお、車両確保に要する費用は、本業務提案額には含めないこと。

② 車両備品

- ・車両には、乗車降車情報をリアルタイムに受信できる端末を備えること。
- ・車両には、オペレーションセンターからの連絡を受信できる端末を設置すること。

(5) プロジェクトマネジメント

① 業務進捗管理

本市及び運行事業者と随時打ち合わせを行い、事業進捗にかかる相談・支援を行うこと。

② 地域合意形成に向けた支援

A I オンデマンド型交通システムの導入に関して、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会をはじめ、地域住民、地元交通事業者、運輸支局等関係部局への説明資料の提供及び相談、支援等を行うこと。また、必要に応じ会議等に同席すること。

③ 交通事業者による運行体制構築に向けた支援

運行業務を担う交通事業者への業務委託において、業務委託の内容の準備等に関する支援を行うこと。

④ 利用促進に向けた支援

- ・利用者登録促進のため、住民等に向けた利用促進の取組を支援すること。
- ・利用者登録促進に向けたチラシの作成やプレスリリースの資料作成支援を行うこと。
- ・利用者の利便性や運行効率の向上に向けた支援を行うこと。
- ・利用者の健康増進や外出支援のためのイベント等を企画するなどの支援を行うこと。

⑤ 運行開始後の定着・改善支援

運行開始後、利用データの実績集計・分析を毎月実施・報告するとともに、利用者アンケートを実施し、それらの分析結果をもとに、運行体制の定着・改善の支援を行うこと。

(6) その他の提案

提案者は本業務の目的等を勘案し、その専門的立場から他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的な提案を求める。

(7) 納品物

- ・システム説明書、システム利用規約及びシステム設定書 一式
- ・各種マニュアル 一式
- ・保守及び運用体制図
- ・利用者（住民等）利用規約
- ・利用促進用物品（作製する場合 ※Office で加工可能な電子データ含む。）
- ・月次及び年次業務報告書（利用登録状況・運行実績・予約状況・乗車人数実績・運行収入実績など。）
- ・利用者アンケート分析結果報告書

6. 委託料の請求及び支払

委託料の請求及び支払い方法は、契約前に本市と受託者にて別途協議を行い決定するものとする。

7. 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定及びその他個人情報に関する法令等を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うこと。

8. その他の事項

- (1) 発注者は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。
また、本業務の実施について、必要な事項にかかる指示をすることができる。
- (2) この基本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、双方協議のうえ実施する。

9. 担当

紀の川市企画部交通政策課

住 所：〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地

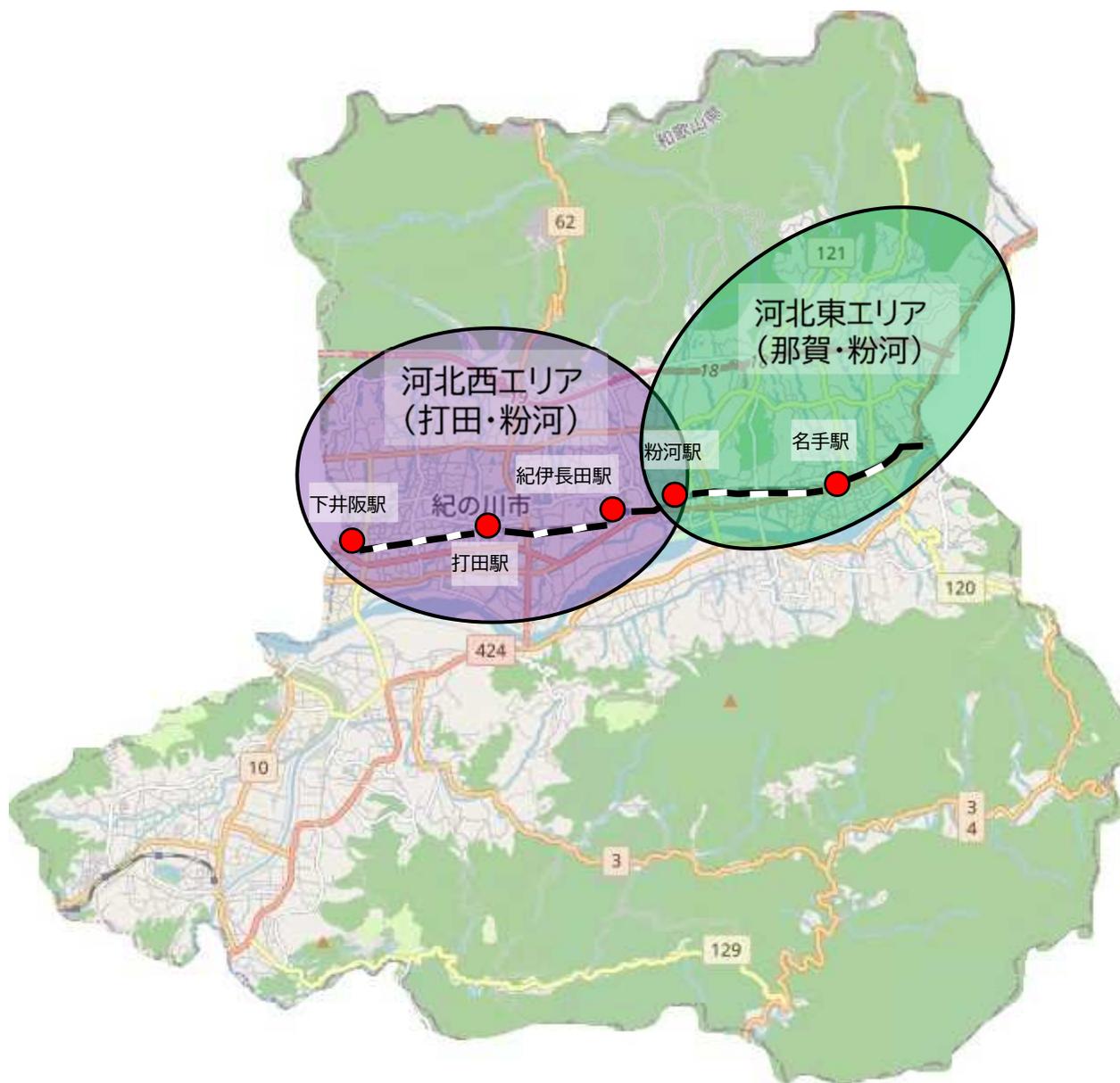
メール：k030200-001@city.kinokawa.lg.jp

電 話：0736-77-2511（代表）

F A X：0736-77-0917

別紙「運行区域図」

- ・本事業での運行区域：太黒枠内 約60km²（1エリア約30km²）
- ・1エリアにつき車両1台での運行を想定。
- ・エリアをまたぐ移動及びエリア外への移動は、鉄道やバス等の既存公共交通の利用を前提とする。



© OpenStreetMap contributors